

## 資 料 目 次

No.	資 料 名 称	頁
1	令和5年度鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取実施要領（発注者）及び意見聴取結果（発注者）	1
2	令和5年度鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取実施要領及び意見聴取結果（使用者及び労働者）	1
3	資料 電気機械器具製造業等最低賃金全国設定状況の訂正について（第1回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会資料）	1



令和5年鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取結果（発注者）

（発注者あてアンケート）

R5.10.6 現在

	件数	回収率
依頼	37	
回答	26	70.3%



令和5年鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取結果（発注者）

R5.10.6 現在

**I 事業所の概要について**

① 上部組織の有無

上部組織がある	7	27%
上部組織がない	19	73%
無回答	0	0%
計	26	100%

③ 発注者として下請との取引の有無

下請との取引がある	20	77%
下請との取引がない	6	23%
無回答	0	0%
計	26	100%

④ 鳥取県電子部品等最低賃金を知っているか

知っている	26	100%
知らない	0	0%
無回答	0	0%
計	26	100%

**II 発注者としての下請取引(製造委託)状況について**

① 下請事業所数

1社～5社	9	41%
6社～10社	6	27%
11社～20社	3	14%
21社～30社	1	5%
31社以上	2	9%
多数	1	5%
計	22	100%

**III 下請代金の額の決定について**

① どのように決定しているか（複数回答あり）

指値	0	0%
見積もり合わせ	9	43%
受注側事業者との協議	12	57%
無回答	0	0%
計	21	100%

② 過去5年以内の円高等の理由による下請代金の引下げについて

引き下げたことはない	20	100%
引き下げたが、その後引き上げた	0	0%
引き下げたが、その後引き上げていない	0	0%
無回答	0	0%
計	20	100%

③ 過去5年以内の、下請事業所からの下請代金引上げ要請について（理由は複数回答）

求められたことはなかった	3	15%
求められたことがあった	17	85%
原材料価格の高騰	8	
原油価格や燃料費の高騰	7	
電気料金の高騰	10	
労務費の上昇	13	
環境対策費の増加	0	
その他	1	
無回答	0	0%
計	20	100%

④ 直近1年以内で、下請事業所からの労務費上昇を理由とする下請代金の引上げ要請について

要請された	11	55%
要請されていない	9	45%
無回答	0	0%
計	20	100%

⑤ ③④を受けて、下請代金の引上げを求められたことがある場合の対応について (複数回答あり)

協議に応じている	11	92%
協議に応じていない	0	0%
協議に応じたが、反映しなかった	1	8%
無回答	0	0%
計	12	100%

⑥ ⑤で協議に応じていない、又は応じたが反映しなかった場合その理由 (複数回答)

自社の景況や利益が改善していない	0	0%
製品の品質に大きな変化がないため	0	0%
受注側事業者の説明が不十分なため	0	0%
競合製品との競争力維持のため	0	0%
その他	1	100%
無回答	0	0%
計	1	100%

#### IV 消費税等の扱いについて

下請代金は消費税相当額を含む額としているか

消費税を含む額としている	18	90%
消費税を含む額としていない (又はしなかったことがある)	2	10%
無回答	0	0%
計	20	100%

#### V 原材料費の高騰などの外的要因の影響について

① 売上や受注量等、原材料費の高騰などの外的要因による影響

影響がある	16	62%
影響がない	8	31%
無回答	2	8%
計	26	100%

令和5年度 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金の改正審議に係る意見聴取回答結果

R5.10.6 現在

規模(人)		1～9		10～29		30～99		計		回答率	
		使用者	労働者								
電子部品・デバイス・ 電子回路	依頼	5	5	5	5	6	6	16	16	43.8%	37.5%
	回答	3	2	1	1	3	3	7	6		
電気機械器具	依頼	8	8	8	8	11	11	27	27	74.1%	66.7%
	回答	6	3	5	6	9	9	20	18		
情報通信機械器具	依頼	1	1	0	0	0	0	1	1	0.0%	0.0%
	回答	0	0	0	0	0	0	0	0		
計	依頼	14	14	13	13	17	17	44	44	61.4%	54.5%
	回答	9	5	6	7	12	12	27	24		
	回答率	64.3%	35.7%	46.2%	53.8%	70.6%	70.6%	61.4%	54.5%		

規模(人)		1～9		10～29		30～99		計		回答率	
		使用者	労働者								
東部	依頼	9	9	4	4	11	11	24	24	70.8%	58.3%
	回答	6	4	3	2	8	8	17	14		
西部	依頼	2	2	5	5	3	3	10	10	60.0%	60.0%
	回答	2	1	2	3	2	2	6	6		
中部	依頼	3	3	4	4	3	3	10	10	40.0%	40.0%
	回答	1	0	1	2	2	2	4	4		
計	依頼	14	14	13	13	17	17	44	44	61.4%	54.5%
	回答	9	5	6	7	12	12	27	24		
	回答率	64.3%	35.7%	46.2%	53.8%	70.6%	70.6%	61.4%	54.5%		



令和5年度 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金の改正審議に係る意見聴取結果(使用者)

R5.10.6 現在

問1① 今年賃金改定を行いましたか

はい	17	63%
いいえ	10	37%
無回答	0	0%
合計	27	100%

賃金改定を行ったと回答した使用者のうち

賃上げした	17	100%
賃下げした	0	0%
無回答	0	0%
合計	17	100%

賃金改定を行わなかったと回答した使用者のうち

今後改定を予定している	8	80%
今後改定を予定していない	2	20%
無回答	0	0%
合計	10	100%

② 賃金改定した(する)うえで重視したもの  
(複数回答)

労働力の定着・確保	15	32%
原材料費・エネルギー費等の価格転嫁状況	7	15%
収益の増加	4	9%
従業員の生活支援	15	32%
同業他社の賃金動向	3	6%
その他	1	2%
無回答	2	4%
合計	47	100%

③ 賃金改定を行わない、又は賃下げを行ううえで  
重視したもの (複数回答)

原材料費・エネルギー費等の価格転嫁状況	1	20%
手元資金の確保	1	20%
収益の減少	2	40%
人件費・労務費の増加	1	20%
同業他社の賃金動向	0	0%
その他	0	0%
無回答	0	0%
合計	5	100%

問2 過去3年間の賃金改定状況について

	令和2年		令和3年		令和4年	
賃上げ	18	67%	21	78%	22	81%
賃下げ	0	0%	0	0%	0	0%
改定していない	7	26%	5	19%	4	15%
無回答	2	7%	1	4%	1	4%
合計	27	100%	27	100%	27	100%

問3 今年上半期の業況は昨年下半年と比較して

上昇	12	44%
変わらない	3	11%
下降	12	44%
無回答	0	0%
合計	27	100%

今年下半期の業況は今年上半期と比較して

上昇	4	15%
変わらない	5	19%
下降	18	67%
無回答	0	0%
合計	27	100%

問4 下請事業者への業務の発注について

① 昨年6月以降の発注単価の変動について

下請に発注していない	14	
下請に発注している	13	100%
変動あり(上がった)	8	62%
変動あり(下がった)	0	0%
変動あり(無回答)	0	0%
変動なし	5	38%
変動について無回答	0	0%
無回答	0	
合計	27	

② 過去5年間の下請との取引条件の変更について

変更なし	10	77%
変更した	3	23%
無回答	0	0%
合計	13	100%

問5 他の業者からの下請の受注について

① 昨年6月以降の受注単価の変動について

業務の下請負を行っていない	5	
業務の下請負を行っている	13	100%
変動あり(上がった)	6	46%
変動あり(下がった)	0	0%
変動あり(無回答)	1	8%
変動なし	6	46%
変動について無回答	0	0%
無回答	9	
合計	27	

② 過去5年間の下請との取引条件の変更について

変更なし	9	69%
変更あり	4	31%
無回答	0	0%
合計	13	100%

問6① 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金が定められていることについて

知っていた	15	56%
知らなかった	2	7%
無回答	10	37%
合計	27	100%

② 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の金額について

知っていた	15	100%
知らなかった	0	0%
無回答	0	0%
合計	15	100%

知っていたと回答した使用者のうち、知った媒体は(複数回答)

テレビ	3	10.0%
ラジオ	0	0.0%
新聞	5	16.7%
市町村広報誌	4	13.3%
ポスター	7	23.3%
インターネットHP	3	10.0%
所属する団体等の会報誌	6	20.0%
会合	1	3.3%
その他	1	3.3%
無回答	0	0.0%
合計	30	100%

知っていたと回答した使用者のうち、知った媒体は(複数回答)

テレビ	3	10.3%
ラジオ	0	0.0%
新聞	4	13.8%
市町村広報誌	4	13.8%
ポスター	7	24.1%
インターネットHP	3	10.3%
所属する団体等の会報誌	7	24.1%
会合	1	3.4%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	29	100%

※(注)

問7 適用除外業務に従事する者については鳥取県最低賃金が適用されることについて

知っていた	21	78%
知らなかった	5	19%
無回答	1	4%
合計	27	100%

※(注) 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

問8 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改定についてどうお考えですか。

改定するべき	12	44%
改定する必要はない	13	48%
無回答	2	7%
合計	27	100%

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額を改定すべきと回答した使用者の適当とする金額

880円	1	8%
900円	4	33%
910円	1	8%
920円	1	8%
1000円	4	33%
無回答	1	8%
合計	12	100%

問9 最低賃金の引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策があることについて

知っており活用した	3	11%
知っていたが活用しなかった	18	67%
知らなかった	5	19%
無回答	1	4%
合計	27	100%

令和5年度 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具  
製造業最低賃金の改正審議に係る意見聴取結果(労働者)

R5.10.6 現在

性別	(人)	
男	6	25%
女	18	75%
無回答	0	0%
合計	24	100%

年齢	(人)	
18～19歳	0	0%
20歳代	4	17%
30歳代	4	17%
40歳代	9	38%
50歳代	4	17%
60～64歳	2	8%
65歳以上	1	4%
無回答	0	0%
合計	24	100%

家計主体者	(人)	
はい	7	29%
いいえ	16	67%
無回答	1	4%
合計	24	100%

勤続年数	(人) ※月数は切捨て	
1年未満	1	4%
1年	3	13%
2年	1	4%
3年	2	8%
4年	3	13%
5年	0	0%
6～7年	4	17%
8～10年	4	17%
11～14年	2	8%
15年以上	3	13%
無回答	1	4%
合計	24	100%

雇用形態	(人)	
正規労働者	17	71%
非正規労働者	6	25%
無回答	1	4%
合計	24	100%

就業形態	(人)	
一般労働者	16	67%
短時間労働者	8	33%
無回答	0	0%
合計	24	100%

問1 昨年の6月以降の基本給の改定について  
(人)

引上げがあった	22	92%
引下げがあった	0	0%
なかった	2	8%
無回答	0	0%
合計	24	100%

問5 ①上記最低賃金が定められていることについて  
(人)

知っていた	11	46%
知らなかった	13	54%
無回答	0	0%
合計	24	100%

○上記最低賃金が定められていることを知っていたと答えた労働者のうち、知った媒体は(複数回答)  
(人)

テレビ	5	33%
ラジオ	0	0%
新聞	3	20%
市町村広報誌	0	0%
ポスター	2	13%
インターネットHP	2	13%
所属する団体等の会報誌	1	7%
会合	0	0%
その他	2	13%
無回答	0	0%
合計	15	100%

②上記最低賃金の金額について

	(人)	
知っていた	11	100%
知らなかった	0	0%
無回答	0	0%
合計	11	100%

○上記最低賃金額を知っていたと回答した労働者のうち、知った媒体は(複数回答)

テレビ	5	31%
ラジオ	0	0%
新聞	3	19%
市町村広報誌	0	0%
ポスター	2	13%
インターネットHP	2	13%
所属する団体等の会報誌	1	6%
会合	0	0%
その他	3	19%
無回答	0	0%
合計	16	100%

問6 電子部品等製造業最低賃金を改正すべきか

	(人)	
改正すべき	19	79%
改正する必要はない	5	21%
わからない	0	0%
無回答	0	0%
合計	24	100%

問7 改正すべきと答えた労働者が適当と回答した金額

	(人)	
900円	2	11%
905円	1	5%
950円	4	21%
985円	1	5%
1000円	8	42%
1100円	1	5%
1200円	1	5%
1500円	1	5%
無回答	0	0%
合計	19	100%

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
最低賃金の改正に係る書面による意見聴取結果からの比較表

R5.10.6

整理番号	業種内容	使用者		労働者						
		最低賃金に関する事項		あなたに関する事項	あなたの賃金に関する事項				最低賃金に関する事項	
		改正の必要性について	適当と思う改正金額(時間額)		家計主体者であるか	賃金の定めについて	賃金の改正について	基本給の金額(円)	時給換算額約(円)	改正の必要性について
1	電子部品・デバイス・電子回路	改定するべき	1000円	いいえ	日給	なかった	6,840	—	改正するべき	1000円
2	電気機械器具			いいえ	時間給	あった(引上)	893	893円	改正するべき	1000円
4	電気機械器具	改定する必要はない		(無回答)	月給	あった(引上)	155,000	842円	改正する必要はない	
7	電気機械器具	(無回答)		いいえ	月給	あった(引上)	160,000	908円	改正するべき	1000円
9	電気機械器具			いいえ	月給	あった(引上)	(無回答)	—	改正するべき	1100円
12	電気機械器具	改定するべき	1000円							
13	電気機械器具	改定する必要はない								
15	電気機械器具	改定するべき	900円	いいえ	時間給	あった(引上)	950	950円	改正するべき	950円
16	電気機械器具	改定する必要はない		はい	月給	あった(引上)	207,000	1,176円	改正するべき	1000円
17	電気機械器具	改定する必要はない		はい	時間給	あった(引上)	950	950円	改正するべき	1000円
18	電子部品・デバイス・電子回路	改定する必要はない		いいえ	時間給	なかった	860	860円	改正するべき	950円
20	電子部品・デバイス・電子回路	改定するべき	880円	はい	月給	あった(引上)	(無回答)	—	改正する必要はない	
22	電気機械器具	改定するべき	1000円	いいえ	月給	あった(引上)	225,000	1,278円	改正する必要はない	
23	電気機械器具			はい	月給	あった(引上)	175,000	994円	改正する必要はない	
25	電気機械器具	改定するべき	900円	いいえ	時間給	あった(引上)	870	870円	改正するべき	900円
28	電気機械器具	改定するべき	920円	いいえ	時間給	あった(引上)	880	880円	改正するべき	1000円
30	電子部品・デバイス・電子回路	改定する必要はない		いいえ	時間給	あった(引上)	854	854円	改正するべき	900円
31	電気機械器具	改定する必要はない		はい	日給	あった(引上)	6,800	850円	改正するべき	1000円
34	電気機械器具	改定するべき	1000円	はい	時間給	あった(引上)	1,040	1,040円	改正するべき	1200円
36	電気機械器具	改定する必要はない		いいえ	月給	あった(引上)	161,500	897円	改正するべき	1500円
37	電気機械器具	改定するべき	900円	いいえ	時間給	あった(引上)	870	870円	改正するべき	950円
39	電子部品・デバイス・電子回路	改定するべき	900円	いいえ	時間給	あった(引上)	870	870円	改正するべき	905円
40	電子部品・デバイス・電子回路	改定するべき	910円	いいえ	時間給	あった(引上)	860	860円	改正するべき	950円

41	電気機械器具	改定する必要はない		いいえ	時間給	あった(引上)	854	854円	改正する必要はない	
42	電気機械器具	改定する必要はない		はい	月給	あった(引上)	155,000	842円	改正するべき	1000円
44	電気機械器具	改定するべき	(無回答)	いいえ	月給	あった(引上)	187,120	1,063円	改正するべき	985円

(第1回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 資料 9)

## 電気機械器具製造業等最低賃金全国設定状況

ラ ン ク	都道府 県 名	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		最 低 賃金額	対前年 上昇額												
B	北海道	821	17	842	21	868	26	894	26	895	1	924	30	955	31
C	青森	765	15	785	20	806	21	829	23	833	4	859	30	888	29
C	岩手	756	16	775	19	796	21	818	22	820	2	847	29	877	30
B	宮城	798	15	819	21	841	22	862	21	864	2	890	28	919	29
C	秋田	766	15	786	20	808	22	833	25	836	3	861	28	891	30
C	山形	782	15	800	18	821	21	843	22	846	3	872	29	903	31
B	福島	782	15	798	16	815	17	833	18	834	1	856	23	880	24
B	茨城	837	16	855	18	877	22	901	24	904	3	932	31	961	29
B	栃木	851	15	869	18	889	20	910	21	913	3	940	30	971	31
B	群馬	845	16	865	20	886	21	908	22	910	2	935	27	965	30
A	埼玉	889	15	909	20	930	21	951	21	954	3	981	30	1013	32
A	千葉	887	15	906	19	928	22	951	23	954	3	981	30	1013	32
A	東京	829	0	829	0	829	0	829	0	829	0	829	0	829	0
A	神奈川	890	0	890	0	890	0	890	0	890	0	890	0	890	0
B	新潟	852	14	870	18	890	20	908	18	910	2	936	28	965	29
B	富山	786	14	800	14	823	23	849	26	851	2	879	30	910	31
B	石川	810	15	826	16	847	21	868	21	870	2	896	28	923	27
B	福井	806	16	820	14	840	20	857	17	857	0	857	0	857	0
B	山梨	851	17	869	18	890	21	913	23	914	1	934	21	959	25
B	長野	837	14	854	17	872	18	892	20	894	2	916	24	945	29
B	岐阜	829	14	846	17	866	20	886	20	887	1	907	21	929	22
B	静岡	866	15	882	16	900	18	919	19	920	1	939	20	964	25
A	愛知	867	15	883	16	901	18	901	0	901	0	901	0	901	0
B	三重	850	16	867	17	886	19	905	19	906	1	927	22	952	25
B	滋賀	859	16	875	16	894	19	914	20	917	3	939	25	965	26
B	京都	883	16	900	17	919	19	936	17	936	0	957	21	986	29
A	大阪	885	25	910	25	937	27	965	28	966	1	994	29	994	0
B	兵庫	840	10	852	12	873	21	900	27	902	2	930	30	961	31
B	奈良	837	10	849	12	865	16	882	17	883	1	891	9	891	0
C	鳥取	764	11	774	10	790	16	807	17	809	2	825	18	859	34
B	島根	756	21	775	19	800	25	822	22	825	3	853	31	882	29
B	岡山	809	22	830	21	854	24	878	24	878	0	904	26	932	28
B	広島	831	18	851	20	873	22	895	22	897	2	924	29	953	29
B	山口	815	22	839	24	865	26	892	27	893	1	921	29	948	27
B	徳島	822	17	841	19	862	21	885	23	888	3	911	26	942	31
B	香川	822	17	841	19	862	21	883	21	886	3	913	30	942	29
B	愛媛	829	21	849	20	870	21	892	22	895	3	921	29	947	26
C	高知	766	10	776	10	788	12	793	5	793	0	793	0	793	0
B	福岡	857	20	881	24	905	24	926	21	927	1	947	21	977	30
C	佐賀	774	14	795	21	816	21	836	20	839	3	867	31	900	33
C	長崎	765	17	785	20	808	23	833	25	837	4	864	31	864	0
C	熊本	759	21	782	23	807	25	832	25	836	4	863	31	896	33
C	大分	764	15	784	20	807	23	832	25	835	3	864	32	896	32
C	宮崎	740	12	755	15	775	20	800	25	803	3	831	31	831	0
C	鹿児島	745	13	765	20	788	23	812	24	815	3	842	30	842	0

## 電気機械器具製造業等最低賃金全国設定状況

ラ ン ク	都道府 県 名	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		最 低 賃金額	対前年 上昇額												
B	北海道	821	17	842	21	868	26	894	26	895	1	924	29	955	31
C	青森	765	15	785	20	806	21	829	23	833	4	859	26	888	29
C	岩手	756	16	775	19	796	21	818	22	820	2	847	27	877	30
B	宮城	798	15	819	21	841	22	862	21	864	2	890	26	919	29
C	秋田	766	15	786	20	808	22	833	25	836	3	861	25	891	30
C	山形	782	15	800	18	821	21	843	22	846	3	872	26	903	31
B	福島	782	15	798	16	815	17	833	18	834	1	856	22	880	24
B	茨城	837	16	855	18	877	22	901	24	904	3	932	28	961	29
B	栃木	851	15	869	18	889	20	910	21	913	3	940	27	971	31
B	群馬	845	16	865	20	886	21	908	22	910	2	935	25	965	30
A	埼玉	889	15	909	20	930	21	951	21	954	3	981	27	1013	32
A	千葉	887	15	906	19	928	22	951	23	954	3	981	27	1013	32
A	東京	829	0	829	0	829	0	829	0	829	0	829	0	829	0
A	神奈川	890	0	890	0	890	0	890	0	890	0	890	0	890	0
B	新潟	852	14	870	18	890	20	908	18	910	2	936	26	965	29
B	富山	786	14	800	14	823	23	849	26	851	2	879	28	910	31
B	石川	810	15	826	16	847	21	868	21	870	2	896	26	923	27
B	福井	806	16	820	14	840	20	857	17	857	0	857	0	857	0
B	山梨	851	17	869	18	890	21	913	23	914	1	934	20	959	25
B	長野	837	14	854	17	872	18	892	20	894	2	916	22	945	29
B	岐阜	829	14	846	17	866	20	886	20	887	1	907	20	929	22
B	静岡	866	15	882	16	900	18	919	19	920	1	939	19	964	25
A	愛知	867	15	883	16	901	18	901	0	901	0	901	0	901	0
B	三重	850	16	867	17	886	19	905	19	906	1	927	21	952	25
B	滋賀	859	16	875	16	894	19	914	20	917	3	939	22	965	26
B	京都	883	16	900	17	919	19	936	17	936	0	957	21	986	29
A	大阪	885	25	910	25	937	27	965	28	966	1	994	28	994	0
B	兵庫	840	10	852	12	873	21	900	27	902	2	930	28	961	31
B	奈良	837	10	849	12	865	16	882	17	883	1	891	8	891	0
C	鳥取	764	11	774	10	790	16	807	17	809	2	825	16	859	34
B	島根	756	21	775	19	800	25	822	22	825	3	853	28	882	29
B	岡山	809	22	830	21	854	24	878	24	878	0	904	26	932	28
B	広島	831	18	851	20	873	22	895	22	897	2	924	27	953	29
B	山口	815	22	839	24	865	26	892	27	893	1	921	28	948	27
B	徳島	822	17	841	19	862	21	885	23	888	3	911	23	942	31
B	香川	822	17	841	19	862	21	883	21	886	3	913	27	942	29
B	愛媛	829	21	849	20	870	21	892	22	895	3	921	26	947	26
C	高知	766	10	776	10	788	12	793	5	793	0	793	0	793	0
B	福岡	857	20	881	24	905	24	926	21	927	1	947	20	977	30
C	佐賀	774	14	795	21	816	21	836	20	839	3	867	28	900	33
C	長崎	765	17	785	20	808	23	833	25	837	4	864	27	864	0
C	熊本	759	21	782	23	807	25	832	25	836	4	863	27	896	33
C	大分	764	15	784	20	807	23	832	25	835	3	864	29	896	32
C	宮崎	740	12	755	15	775	20	800	25	803	3	831	28	831	0
C	鹿児島	745	13	765	20	788	23	812	24	815	3	842	27	842	0